

第 21 号
 発行日/2016年10月27日
 発行/我妻榮記念館事務局
 〒992-0045
 米沢市中央3-4-38
 TEL-FAX 0238-24-2211

優れたバランス感覚が理論を作る

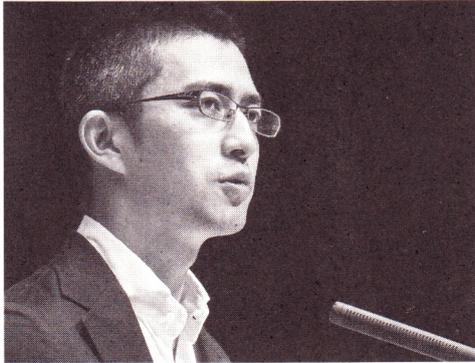
首都大学東京大学院

教授 木村 草太

2016年8月6日に、我妻榮記念館を訪れた。記念館の勉強部屋は、北向きに大きな窓が広がっている。部屋を通過する柔らかな光と風を感じながら、常に視野を広く持つことを大切にしている我妻先生の研究姿勢を思い起こした。

我妻先生は、言わずと知れた民法研究の大家だが、憲法学についてもハッとさせられる優れた研究を残している。私の印象に強く残っているのは、家事審判法の合憲性を判断した最高裁判決への批判だ。

憲法82条は、公正な裁判を実現するため、厳格な手続きを要求している。「裁判」は「公開」されていなければならない、当事者主導の「対審」手続で行わな



与に重点が置かれていない。こうした家事審判の手続は、憲法82条に違反しているのではないか。この点が最高裁判所でも争われた。

昭和40年6月30日の最高裁大法廷は、夫婦同居に関する家事審判は違憲ではないとした。その理由は次の通りである。夫婦同居に関する審判は、あくまで、夫婦の同居義務があることを前提に、具体的な同居の時期や方法を定めるだけのもので、権利義務の存否を争う本当の「裁判」ではない。たとえ審判が下された後でも、夫婦の同居義務があるかどうか自体を争いたいのであれば、公開・対審で行う訴訟を改めて提起すればよい。だから家事審判が非公開で対審構造がなくても、問題はない。これに対し、7名の裁判官の少数意見は、改めて公開・対審の訴訟ができるのでは家事審判の意味がなくなってしまうから、同じ

事件について家事審判とは別に訴訟を提起することはできない、と主張した。

憲法82条の文言からすれば、少数意見を支持するのは難しいように思われる。しかし、我妻先生は、少数意見を支持した(我妻榮「裁判を受ける権利」『民法研究Ⅷ憲法と私法』所収)。その根拠はどこにあるのか。

我妻先生は、家庭内の夫婦の平等を強調した。夫婦間では、夫の側に経済力があることが多い。訴訟になれば、夫は良い弁護士を雇って、手続を有利に進めるだろう。「その争いはとかく力の強い夫の勝利となり、夫婦の平等は実現されない」(同450頁)。だからこそ、家事審判法は、夫婦が実質的に平等な立場で進められる手続を定めた。これを訴訟で覆せるとするのはおかしい。

現在の目から見れば、我妻先生の主張には反論もあり得る。夫婦の平等は、非公開・非対審手続ではなく、妻への訴訟支援で行うべきではないか、などといった反論だ。しかし、先生の指摘の重要性は、そうした現実的でこまごまとした解決策の提案によっては、微塵も損なわれないと私は思う。ここで重要なのは、我妻先生が憲法82条の解釈を論じる際に、夫婦の実質的

平等という憲法24条の理念からも検討されねばならない、と指摘した点だ。

多くの法律家は、憲法82条だけを見て家事審判法の合憲性を論じていた。しかし、ひよっとすると、憲法24条は、憲法82条の例外を認める根拠となるといふ解釈もできるかもしれない。そうした視野の広さに、私はハッとさせられたのだ。

法律問題を検討するときには、どうしても問題となっている条文だけを見てしまう。しかし、憲法や法律の条文は、それが単独で存在しているわけではない。常に広い視野で、開放的に考えなくてはならない。

我妻憲法学は、私たちの視野を広げてくれる。今なお読み継がれるべき古典だ。



N様からのメール

今年7月に、N様から連絡を頂きました。インターネットで我妻榮記念館が在ることを初めて知り、我妻先生を懐かしく思われメールをされたとのこと。何回かの通信を繰り返して、お伺いしました内容が素晴らしいものでしたので、皆様に報告させて頂きます。

N様は、昭和6年生れで、東大法学部で昭和26年4月から3年間我妻先生の教えを受けられておられます。「講義は全て受け、31番教室（階段式の大講堂）で毎回欠かさず出席し、先生の名講義に夢中になられた」とのことでした。先生の授業の評判は抜群で、大講堂が前からぎっしり埋まって行き、満員になりました。友達に聞くと、「熱心な生徒は早朝学校に来て窓から教室に入り、前の方の空席から順に席を取って一度帰宅して、再び時間なると学校に来ると言う人が沢山いる」と話しました。

当時は何しろ大教室での講義でしたので、直接先生とお話しする機会など全くなく、N様は考えられて、先生が講義終了後教員室にお戻りになる途中に、お傍に伺って法律の相談の形で先生にお話しを申し上げたら、丁寧に返事を頂いて大変嬉しかったことを今でもはつきり覚えておられる、とのことでした。

我妻先生の採点は学内で最も厳しく、「優」を取るのは至難の業と言われ、必修科目以外は敬遠することが少なくないとのことでしたが、N様は先生の全講義を受講され、更に全ての講義で「優」を頂いた、と伺いました。

東大は流石に素晴らしい先生方が揃い、いずれも素晴らしい授業でしたが、中でN様が最も感激し夢中になったのが我妻先生の授業でした。「特に先生の授業を通じて、物事の「論理の立て方」を覚えて頂いた。法律は言うまでもないことですが、全ての物事を考える時は、論理を立て緻密に検討し結論を出す。その過程では、法律だけでは不十分で、人間性や社会の現状も考慮して結論を出さねばならないという教えは、人生の全てに必要な論理的思考であると痛感された。」ということでした。

N様は、企業に勤められて法務関係の仕事任せられ、後には役員として経営にも携わられ、先生の教えを固く守られたそうです。役員会では弁護士役を務められ、内外の法務関係の事件は全て担当されました。今年M社やドイツのV社のコンプライアンスが問題になりましたが、「我妻先生の教えを順守していれば、あのような多大な損害を与えることはなかっただろう」と話しておられました。

N様は、「今日まで先生の教えを固く守ってきたつもりですが、現実にはそれを守り通すことが如何に難しかったかは、この歳にならないと判らなかつたと思います。この歳になって初めて我妻先生の教えが如何に貴重な教えであったかが納得できた。」と述べておられます。

N様にとって、我妻先生は学園の師であると同時に、人生で最も尊敬する最高の師でもあったのです。今でも先生の教科書（民法講義、民法大意など）はすべて書棚に並べ、時折必要な時は見返しておられるそうです。

N様はお年を召され、「是非一度は記念館に行きたいのですが、健康上の理由でとてもそちらまで足を運ぶことはできません。先生の頒布している色紙があれば頂きたい。」とのご要望にお応えし、「守一無二無三」の色紙をお送りしました。N様は、色紙をご覧になりました。「昔大学で先生のご講義を受けていた時のことを、昨日のように思い出し、とても懐かしく存じました。先生のお声までがはつきりと記憶に残っております。色紙は早速色紙入れを買ってきて、私の居間に飾って置く積りです。」とのご連絡を頂きました。

N様から「記念館を支援したい」との申し出があり、米沢有為会に入会されました。御礼申し上げます。

（文責 館長上村勘二）

どうしたら知ってもらえる ・ 記念館

記念館運営委員
榎本多建設会長

本多和彦

私が我妻榮記念館運営委員を拝命したのは、2002年の「記念館だより」3月号に記念館スタッフとして掲載されていますから、多分前年の2001年だったと思います。

「記念館だより」創刊号が2000年3月でした。当時のスタッフを見てみると、

- | | |
|------|--|
| 名誉館長 | 我妻 堯 |
| 館長 | 松野 良寅 |
| 運営委員 | 佐野 清一 |
| 同 | 遠藤 拓 |
| 同 | 今田 久夫 |
| 同 | 川野 希 |
| 同 | 小関 薫 |
| 事務局長 | 小杉 基 |
| 管理人 | 神田 倉一 |
| 初代館長 | 松野先生（当時東北芸術工科大学名誉教授）で、開館以来10年の長きにわたって勤められ、2003年、後任に今田先生（元高等学校校長）が就任されました。2008年3代目館長に伊藤和夫先生（元高等学校校長、翌年の2009年、上村勘二先生（元高等学校校長）が4代目館長就任、現在に至ります。 |

2001年から今日までの15年間、何も気づかずに、運営委員として名前を連ねましたが、この原稿を書くにあたり、調べてみて驚きました。運営委員としてこのスタッフの中で、一番長く運営委員をしていたことになりました。その割には何も知らず、何もせず、我妻先生の業績もあまり勉強もせず他のスタッフのかたにご迷惑ばかりかけているようです。

賢人、偉人の業績やその生き方を後世の人たちに伝え続けるのは、難しいものです。時代が経過すればするほど知っている人が少なくなります。米沢の人で、我妻先生を知っている人は何人いるでしょう。若い人たちはほとんど知りません。名前を知っていても、功績、業績を知っていても、記念館の存在を知っている人はあまりいないようです。

来館者のコーナー

記念館は米沢有為会が運営母体となつているわけですから、教育界、行政、民間の方々で内部からの発信をしていかなければ、なかなか一般の人たちへの影響は及びにくいのではないかと思われまふ。若い人へのメッセージこそ大切でそのためにはまず有為会に若い人

たちが入会してくれるか、入会だけしてイベントに参加していかない若い人たちに声かけする必要があるような気がします。それだけの歴史と伝統ある有為会こそもっと米沢の人たちに知ってもらふことが肝要かもしれませぬ。

しく思っています。進路に悩んでおりますが、法律を学ぶ気力がわきました。がんばります。
東京大学法学部学生

☆私は、法学を学ぶものではありませんが、先生のようにひたむきにわが道を突き進み、社会に寄与できるように自分の学問に真摯に取り組みたいと思います。有難うございました。
東京大学経済学部学生

た。人間の歩みの価値について改めて考えさせられました。生まれた環境、努力、能力が相まって偉大な働きが残されるのですね。一番は、教育と人間特性なのではないか？
いろいろ考えさせられた一日

☆次来るときは、弁護士になったご報告の時に来ます。我妻先生の精神を受け継いで日々精進していきます。
AN

☆横手、秋田へ向かう折り、本日は開館日との事で、予定を変更しお邪魔しました。我妻先生のご業績のみならず、幼少期の事、学外での活躍をうかがうことができ、大変貴重な機会となりました。有難うございました。
京都大学法学部SH

☆新潟から来ました。我妻先生の教え、考えがあるおかげで今、私も民法を勉強できるのだと感慨深い物がありました。一民法学徒として、この先も学問に精進していきたいです。
新潟大学法学部RK

☆先生のご親友の孫が、破天荒な振る舞い、いや横暴の限りを尽くしている昨今ですが、先生がご存命であれば…と思いを馳せつつ記念館を見学させて頂きました。まだまだ未熟ですが、将来法律職に就くべく頑張っております。試験に合格しましたら、また参ります。

今この部屋から現代民法が切り開かれていったのだと思うと胸が熱くなります。自分も、井戸を掘ることのできるよう息の長い法学家を目指します。
裁判官TK

☆我妻先生の民法研究の熱心さに感銘を受けました。来月から法科大学院に進学しますが、我妻先生の勉学への姿勢を見習って、良き法曹になるよう努力します。
S

☆本日は法学科を目指している孫と来館しました。将来は弁護士になる心でいるようです。我妻先生の功績にびつくりしたようです。夢に向かって頑張る気持が出た様子です。

☆一度必ず来てみたいと思ひ、妻を同伴して先生の勉強ぶりに驚いています。小生は、先生のご本を40回読んで勉強した思い出があります。
TM

☆私は、神奈川県厚木市からやってきました。社会を教えている中学教員です。法律、特に民法は国民のことに一番寄り添ったものだと思います。その民法の学者が米沢にいて驚きました。係の方が不在だったので、不法侵入まがいになってし

☆やつとここを訪れることができました。判例カードなど先生の真摯な姿勢に感銘しました。今後良き法曹になれるよう尽力してゆきたいと思ひます。
NS

☆やつと訪れることができました。我妻榮記念館すばらしい展示であふれておりました。日本の近代民法を作られた先生の功績を改めて感じるとともに、尊敬の念が生まれました。私も今年から民法を選択し、勉強してゆく所存です。あきらめず、一日一日努力を惜しまない姿勢で、取り組んでいきたいと思ひます。
新潟大学法学部学生

☆ようやく訪問がかないました。やはり偉大なお方でした。今後の研究に向けてよい刺激となりました。
S

☆祖父の故郷である米沢が生んだ偉大な法学者の人柄や生活に触れることができ、得難い経験でした。今後勉強に励みたいと思ひます。有難うございました。
早稲田大学YS

☆米沢市民ギャラリーを見学した後こちらを見学させて頂きました。米沢を訪れました。守一無二無三の言葉に感銘しました。
広島T(19期)

☆我妻先生のありし日のお姿が目に浮かんでくるような場所でした。

☆大学の先輩の我妻先生の記念館を訪れる事が出来て、とても嬉

☆米沢市民ギャラリーを見学した後こちらを見学させて頂きました。

☆米沢市民ギャラリーを見学した後こちらを見学させて頂きました。

☆米沢市民ギャラリーを見学した後こちらを見学させて頂きました。

我妻榮児童文化賞 終了

米沢児童文化協会は昨年（平成27年）12月に、平成5年度から22年間続いてきた我妻榮児童文化賞を終了しました。

我妻榮児童文化賞は、我妻榮先生が昭和47年に「米沢子ども新聞」に寄せられた寄附金を基金として、米沢児童文化協会が平成5年9月に「米沢子ども新聞発行50周年記念事業」を記念し、青少年の健全な成長とふるさとを愛する豊かな心が育つことを願って制定されました。

対象者は、当初は米沢市内の小中学生、平成20年度に高森務児童文化賞が制定されてからは中学生を対象としました。表彰基準は、①文化的分野において継続的に活動し、顕著な実績をあげた個人や団体、②全国規模の文化的催事に参加や応募し、優秀な成績を収めた個人や団体と定めておりました。22年間の受賞者は30名・9団体にのぼり、米沢の小中学生の文化活動に果たしてきた役割は大変大きなものがありました。

しかしながら、近年は学校の多

忙化などから推薦数が激減し、応募数確保に大変となり、また児童文化協会においても財政や人員等の諸事情が以前とは激変し、表彰事業の維持に困難をきたしてきました。そこで従来の「児童文化賞」の趣旨を生かしながらも、新しい簡易的な表彰方式に移行することになり、「児童文化賞」は終了することになりました。新しい表彰は「米沢児童文化奨励賞」として一本化し、従前の表彰規定に準じて行うということです。

また、この賞名には「我妻榮・高森努記念」を冠し、両先生の偉大な功績と米沢の子供たちへの期待を伝えることにしています。28年度の各校における表彰式でも



我妻榮児童文化賞 記念盾

その旨をまず話してから表彰に移ったとのことです。従来行ってきた副賞の授与や記念館だよりへの掲載を平成28年度より中止いたします。

入館者

平成4年度	312名	平成5年度	560名
平成6年度	635名	平成7年度	543名
平成9年度	791名	平成11年度	492名
平成14年度	172名	平成15年度	333名
平成16年度	423名	平成17年度	465名
平成18年度	434名		
平成19年度	393名	353名	
平成20年度	425名	463名	
平成21年度	440名	414名	
平成22年度	360名	315名	
平成23年度	232名	367名	
平成24年度	486名	353名	
平成25年度	484名	338名	
平成26年度	480名	515名	
平成27年度	243名	337名	

施設利用者

（平成27年度、5月15日から9月30日まで劣化改修工事のため閉館）

※平成8・10・12・13年の入館者は不明、平成4・18年の施設利用者は資料なし。

訃報



生の愛弟子として活躍され、今も読み継がれているダットサン民法や民法案内を補訂されました。



記念館開設から24年間運営委員を務められました遠藤拓様が1月27日に御永眠されました。遠藤様は記念館の運営に御尽力されました。御冥福をお祈り申し上げます。御令兄の故遠藤浩先生は我妻榮先

記念館のスタッフ

よろしくお願いたします。

名誉館長	我妻 堯
顧問	小関 薫
館長	上村 勘
運営委員	高橋 節子
運営委員	五十嵐 京子
運営委員	安部 和敏
運営委員	本多 彦
運営委員	佐藤 繁
管理手	神保 正厚
管理手	塚 正厚

開館日のご案内

日曜日、月曜日、木曜日、金曜日を閉館日とします。

開館時間帯は

午後1時から4時まで

入館料 無料

